

# 内部統制について(その4)

弁護士 鳥飼重和

## 1. 二つの法律における内部統制体制の関係

会社法における内部統制体制と金融商品取引法における内部統制体制は、現在の実務のとらえ方では縦割り方式となっている。すなわち、会社法は法務省の所管であり、会社では法務部門、コンプライアンス部門、総務部門などが中心となっている。それに対して、金融商品取引法は金融庁の所管であり、会社では財務・経理関係部門などが中心となっている。

しかし、会社の全体における活動は数字的把握をした上で財務報告と連動するから、実際には、二つの法律が要請する二つの内部統制体制に関して横串的関連が生じる必然性がある。そのため、会社が真の内部統制体制の整備を考えるには、二つの内部統制体制を一体的にとらえる必要がある。そのことを理解するために、両者の関係をとらえることにしたい。

結論から言えば、二つの内部統制体制の関係は次のようになる。

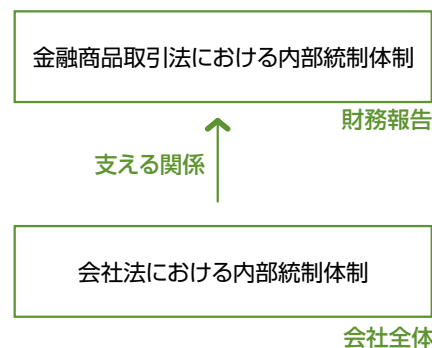
- (1) 会社法における内部統制体制は、金融商品取引法における内部統制体制を支える関係にある。
- (2) 金融商品取引法における内部統制体制の発想法が、会社法の内部統制体制に決定的な影響を与える。

以下に、上記のそれぞれの関係を説明することにする。

## 2. 二つの内部統制体制における支える関係

この関係を図で示すと、<図1>のようになる。

■図1



財務報告は、一定期間における会社全体の活動による損益状況と、一定時点における会社全体の財政状態を中核として数字的に把握して示すものである。すなわち、財務報告は、過去の会社全体の活動によって影響を受け、損益状況と財政状態を表示する。従って、将来の会社の財務報告は、将来の会社全体の活動の在り方、つまり、会社全体における内部統制体制の在り方によって影響されることになる。

そうであれば、会社の将来に対して投資をする投資家の立場からすれば、財務報告の信頼性を確保するには、財務報告に係る内部統制体制の整備だけではなく、むしろ、会社全体に関する内部統制体制が十分に整備される必要がある。例えば、100億円の特別損失が出たとする。財務報告に係る内部統制体制の整備があるため、この特別損失に関する会計処理は適正に行われ、財務諸表でも100億円の特別損失が計上されていたとする。このような財務報告に係る内部統制体制であれば、投資家は安心して投資できるだろうか。

否である。投資家は、100億円の特別損失を生じた原因を知りたいと思う。その特別損失が、会社における法令等の遵守体制という会社全体に対する内部統制体制の整備が十分でなかったこと由来する不祥事における課徴金であったとする。投資家からすれば、法令等の遵守体制の整備が十分でないことが判明し、その体制の整備の改善がなされないのであれば、将来、いつの時点かで、同じような不祥事を起こして、将来の財務報告へマイナスの影響を与えるか不安になるであろう。しかも、法令等の遵守などの会社全体に係る内部統制体制が十分でない場合には、直ちに財務報告にマイナスの影響を与えなくても、長期的に見た場合には会社の成長に対してマイナスのダメージを与え、それが将来の財務報告にマイナスの影響を与えることになる。その典型が、法令等の遵守体制の不備によって生じる不祥事を起因とする、会社の信用やブランドイメージの著しい毀損である。

その意味では、投資家はいかに財務報告に係る内部統制体制が完全に整備されても、法令

等の遵守を含む会社全体の内部統制体制の適切な整備がない会社には、投資を控えることになる。同時に、投資家は、そうした投資を控えたいような会社の上場の維持を認める証券取引所に投資資金を安心して投下できず、安全な外国の証券市場へ移すことも考えられる。その反面、証券取引所が国際間での証券取引所の競争に対応するために、会社全体に関する内部統制体制の整備が不十分であれば、厳しい基準で上場廃止とする傾向が出てくることは避けられない。

以上のように考えると、会社全体に対する内部統制体制の適切な整備を支えにしてこそ、財務報告に係る内部統制体制の整備の意味がある。

## 3. 二つの内部統制体制における決定的影響を与える関係

金融商品取引法における財務報告に係る内部統制体制の整備に関して、COSOのフレームワークが使われる。このことを、ここではCOSOルールと呼ぶことにする。金融商品取引法において利用されるCOSOルールは、以下に示すように、4つの目的と6つの基本的要素によって構成される。

- (1) 4つの目的
  - ① 業務の有効性および効率性
  - ② 財務報告の信頼性
  - ③ 事業活動に係る法令等の遵守
  - ④ 資産の保全
- (2) 6つの基本的要素
  - ① 統制環境
  - ② リスクの評価と対応
  - ③ 統制活動
  - ④ 情報と伝達
  - ⑤ モニタリング
  - ⑥ ITへの対応

4つの目的の関係を、内部統制部会部会長である八田進二教授は、次のように述べている。

「これら四つの目的は相互に絡み合っており、

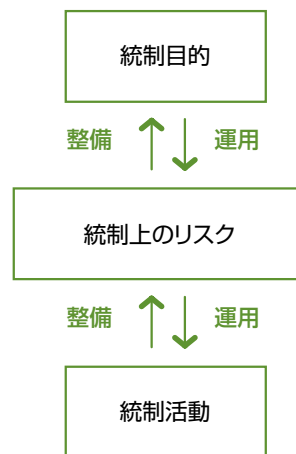
弁護士 鳥飼重和(とりかい しげかず)

(略歴) 中央大学法学部卒業。  
税理士事務所勤務後、司法試験に合格。弁護士。  
日本税理士会連合会顧問、中小企業庁中小企業政策審議会企業制度部会委員。  
(専門分野) 経営法務を中心とした会社法、税務訴訟を中心とした税法。  
(主著書) 「定款変更と企業防衛対策の実務」清文社  
「株主総会の議長・答弁担当役員に必要なノウハウ」商事法務  
「平成18年株主総会徹底対策」共著 商事法務

どれかひとつだけではなく、すべてが達成された状態で業務活動がおこなわれているとき、あるいは業務プロセスが組み立てられているとき、内部統制は有効に機能しているといえます」(八田進二著「これだけは知っておきたい内部統制の考え方と実務」P.54、日本経済新聞社)

この考え方によれば、「財務報告の信頼性」と「法令等の遵守」は相互に絡み合っており、両方の目的を達成してこそ、内部統制が有効に機能していることになる。そのためには、6つの基本的要素を手段として活用することが求められている。これは内部統制に実効性を持たせようとする発想であり、そのため、COSOルールでは統制目的、統制上のリスク、行動・統制活動上の要点から成り立つ仕組みを形成している。この点を整備と運用という視点で図に示すと、<図2>のようになる。

■図2



このCOSOルールの発想法、あるいは仕組みが、会社法における内部統制体制の構築と運用に決定的影響を与えることになると思われる。そこで、COSOルールの考え方を理解する必要があるので、次にその点について説明する。

#### 4. COSOルールの考え方

COSOルールの考え方の理解を容易にするために、以下に、「トレッドウェイ委員会組織委員会 内部統制の統合的枠組み ツール篇」(鳥羽至英・八田進二・高田敏文共訳、白桃書房)

から、「法務事項の管理」の一部を取り出して説明する。

「法務事項の管理」は次のようになっている。

##### ① 統制目的

「企業がすべての法規を遵守していることを確かめること」

つまり、法令の遵守のことである。

##### ② 統制上のリスク

統制目的である法令の遵守を実効的に達成するためには、リスクの洗い出しが必要である。リスクは多様であるが、そのうち一つだけを取り上げることにする。

「経営者が法規上の要件に無知である」。経営者が法律に無知であることは、法令の遵守のため最大かつ根源的なリスクである。

日本社会では、法律の専門家でない経営者が法律に無知である場合もあり、しかも、そのことがリスクだとは思われていない。それが内部統制上、重要な課題であるという考えを持つ社会ではない。つまり、自分の振る舞いを方向付けるのは周囲の多数派の意向であり、法律というルールではないのである。言ってみれば、「赤信号、皆で渡れば怖くない」という発想である。

「会社はオレのもの」と考えている経営者には、犯罪者となり得る原点がある。取締役であれば、オレのためではなく、会社の利益の最大化のために職務を行うのが法律ルールの要求である。ところが、経営者の中には、自分、自分の家族、自分の友人などのために、会社に損害を与える者もいる。これは、取締役の会社の利益の最大化のために職務を行う義務に反するものであり、法律的には特別背任罪という重罪である。

このように、犯罪が行われているのは、取締役は会社の利益の最大化のために職務を行う義務があり、「会社はオレのものだ」と考えて行動することは危険なことだという法律的発想が欠けているためであり、ひいては、経営者が法律に無知であることがリスクだと考えていないからである。

法律に関して言えば、「無知」であることを認識することが最大の知恵である。法律を知らないことを認識すれば、法律の専門家に聞く必要性を認識し、その結果、法律の無知を十分に補うことができるからである。経営者が法律に無知であることを自覚している米国では、経営者は、ゼネラルカウンシルという法律専門家である弁護士を側近として常備していることが参考になる。

法律の無知に関して言えば、時代が大きな変革期にあり、立法・行政・司法が基本的価値観を変えつつあるため、法律状態に著しい変化がある現状の法律実務では、弁護士は法律の専門家ではあるが、法律専門家であるがゆえに、法律の半可通というリスクがある。従来の法律知識・判例知識などの専門知識が、新しい時代にマッチしないリスクがあるからである。つまり、自分の専門分野には十分な知識があるが、それ以外の法律分野については半可通でしかない可能性があるからである。そのため、弁護士自身、弁護士だからと肩を怒らせないで、謙虚に「自分の専門領域以外は弁護士である自分も無知であるリスクがある」ことを自覚する必要がある。

従って、法律状態の変化の激しい時代である現状において、法令の遵守という統制目的を達成するためには、経営者は次のようなリスクを認識し、その対応を考える必要がある。

- (Ⅰ) 自分が法律に無知であること
- (Ⅱ) 自分が法律に無知であることがリスクであること
- (Ⅲ) 自分以外の役員、従業員も法律に無知であり、そのことがリスクであること
- (Ⅳ) 自分の無知を補充してくれるはずの弁護士、法務部門も、裁判所の判決を通して示される「生きている法律」について無知であることのリスクがあること

##### ③ 行動・統制活動上の要点

これに関しては、もう一つの「統制上のリスク」を加えた上で、次回説明しよう。